

熊本市失業者緊急雇用促進事業「雇用奨励金」のご案内

新型コロナウイルス感染拡大により事業主都合で失業を余儀なくされた方に対して早期再就職を支援するため、これらの方を雇用した企業に対して「熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金」を交付します。

正規雇用労働者を雇用した場合 1人につき **30万円**

非正規雇用労働者を雇用した場合 1人につき **15万円**

※ 1社あたり10人を上限とします。

交付対象者

熊本市内において令和3年11月30日までに対象労働者を雇い入れ、3ヶ月以上継続雇用した事業主

- ①熊本市内に事業所を有する法人又は個人事業主
 - ②雇用保険適用事業所
 - ③令和2年2月21日以降に、解雇等をしていないこと
 - ④対象労働者の雇用を要件として、他の助成制度を受けていないこと
- ※ほかにも要件がありますので、詳細はホームページをご確認ください。

対象労働者

要件	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
前職の離職理由	コロナの影響による解雇等	
雇用期間	期間の定めなし	3ヶ月以上
週所定労働時間	30時間以上	20時間以上
雇用保険	被保険者であること	
その他	熊本市内に住所を有する者であること	

定員

600人分 ※予算の上限に達し次第、受付を締め切ります。

申請方法

3か月継続雇用した日の翌月末日までに申請してください。（消印有効）
 申請様式は、熊本市ホームページからダウンロードしてください。
https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=33459
 感染症拡大防止の観点から、郵送での提出にご協力をお願いします。

【お問い合わせ先・申請先】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
 熊本市経済政策課しごとづくり推進室 雇用奨励金係
 電話：096-328-2371
 受付時間：平日 午前8時30分 から 午後5時15分 まで

